

「三重県廃棄物 110 番」広報・啓発業務委託に係る
企画提案コンペに関する質問・回答

Q 1. 【企画提案コンペ参加仕様書 8 (4) ア】

企画提案書は原則 A 4 版だと思いますが、スケジュールページが細かく見えづらくなった場合、A 3 に記載した上で折りたたみ、A 4 サイズにしてご提出してもよろしいでしょうか？

A 1. そちらで結構です。

Q 2. 【企画提案コンペ参加仕様書 9】

プレゼンテーションの実施においてオンラインのみ、またはオンラインと現地参加を併用したハイブリッド形式での参加は可能でしょうか？また、参加人数の上限はございますか？

A 2. プレゼンテーションは、会場設備の都合により現地参加のみとします。なお、パソコン及びプレゼンテーションソフトの使用は各社の判断とし、プロジェクターは当課において用意します。また、出席者は各社 4 名以内としてください。

Q 3. 【企画提案コンペ参加仕様書 19 (2)】

「契約に関する事項」において、「原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません」とあります。複数の広告媒体や制作物および配布物等を展開する場合において、どの範囲の業務が「再委託」に該当するのか、また該当する場合の承諾取得の方法（事前・事後の別、手続きの流れ等）についてご教示ください。

A 3. 契約書（案）第 4 条に記載のとおり、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を提出し、三重県の承認を得た場合は再委託することが可能です。再委託する場合は、以下の様式を再委託する前に提出し、三重県の承認を受けた上で実施してください。

再委託（変更）承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

〇〇〇業務委託契約（契約金額 円（税込））に関して、下記のとおり業務の一部を再委託いたしたく、契約書第〇条に基づき承認申請します。

記

- 1 再委託予定者の住所、名称、氏名
- 2 再委託する業務の内容（具体的に記載すること）
- 3 再委託する業務の契約予定金額
- 4 再委託する業務の期間
- 5 再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由
- 6 再委託に関する契約書の有無（有の場合契約書案を添付、無の場合その理由を記載）

なお、資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには書面の提出は必要ありません。具体的な業務について再委託に該当するかは個別に判断しますので、契約締結後、別途ご相談ください。

Q 4. 【仕様書 6 (1) ア】

「①本数・尺 3本 (6秒・15秒・30秒)」について、提案内容によって3本以上の提案は可能ですか？

A 4. 契約上限額の範囲内で追加の提案がある場合は、それを妨げません。

Q 5. 【仕様書 6 (1) イ】

「③配信期間 契約期間のうち連続した4ヵ月間」について、インストリーム広告・バンパー広告：2媒体以上、テレビCM：1媒体以上、コンビニのデジタルサイネージ：1媒体以上を、それぞれ4ヵ月間の配信ですか？

また、それぞれ毎日配信しないといけないのでしょうか？

A 5. 媒体毎に、それぞれ連続した4ヵ月間の配信としてください。

なお、インストリーム広告・バンパー広告、コンビニのデジタルサイネージは、期間中、連続して配信いただく必要がありますが、テレビCMは、期間中、回数を決めて定期的に放映いただくことでかまいません。

(例：4ヵ月間で48本＝1ヵ月当たり12本の放映等)

Q 6. 【仕様書 6 (1) イ】

「④配信 (表示) 回数 配信媒体全てを合計して80万回以上とすること」について、インストリーム広告・バンパー広告：2媒体以上、テレビCM：1媒体以上、コンビニのデジタルサイネージ：1媒体以上の合計が4ヵ月で80万回以上の認識でよろしかったでしょうか？
媒体ごとの配信量に指定はないという理解で差し支えないですか？

A 6. お見込みのとおりです。

Q 7. 【仕様書 6 (2) ア】

ディスプレイ広告の媒体範囲についてはInstagram、Facebook、LINE、X等のSNSにおけるディスプレイ形式の広告も、ディスプレイ広告に含まれますか？それとも、WEBサイト上の純粋なディスプレイ広

告に限定されますか？

また、「エ 追加提案」で検索エンジン広告を実施した場合のクリック数はこちらの目標クリック数に含まれますか？

- A 7. SNSにおけるディスプレイ形式の広告も、仕様書におけるディスプレイ広告に含みます。
なお、「エ 追加提案」で検索エンジン広告を実施した場合のクリック数は、こちらのクリック数に含みません。

Q 8. 【仕様書 6 (2) ウ】

ショッピングセンター等の啓発場所（配布場所）にかかる使用料は受託者側での負担でよろしかったでしょうか？

- A 8. お見込みのとおりです。
仕様書 9 (4) に記載のとおり、本業務に係る経費等の一切は受託者において負担してください。

Q 9. 【仕様書 6 (2) ウ】

「②啓発エリア・場所」で「北勢エリア、中勢・伊賀エリア、南勢・東紀州エリアで1箇所以上ずつ」、「③啓発回数・啓発物品の配布数」で「啓発回数は啓発場所（3箇所以上）全てを合計して3回以上」、「袋詰めの配布数は啓発場所全てを合計して1,000部以上」と記載されています。

各エリア最低3箇所で計15回の実施、啓発物品の配布は15回×1,000部で15,000部なのでしょうか？

それとも啓発は指定エリアの中から3箇所を選択して3回の実施、そして啓発物品は3回の合計で1,000部なのでしょうか？

啓発場所・回数と啓発物品の配布数について最低数をご教授ください。

- A 9. 啓発場所・回数の最低数は、北勢エリア1箇所、中勢・伊賀エリア1箇所、南勢・東紀州エリアで1箇所の合計3回実施です。
啓発物品の配布数に係る最低数は、啓発活動3回の合計で1,000部です。

Q10. 【仕様書6（2）エ】

追加提案においてSNS広告の運用を提案するにあたり、貴県が公式SNSアカウントをお持ちでない場合、広告配信を目的としたアカウントを新たに作成することは可能でしょうか？

A10. 廃棄物監視・指導課で運用しているSNSアカウントはありません。
また、当課の業務（産業廃棄物の監視・指導）の性質上、新たにSNSアカウントを取得し運用する予定はありません。

Q11. 【その他】

「三重県廃棄物110番」について、警察の110番につながらないように工夫されてますか？されてる場合どのような施策ですか？

A11. 現時点で「三重県廃棄物110番」について、警察の110番と混同されないよう実施している施策はありません。
なお、「廃棄物ダイヤル110番（フリーダイヤル）」の電話番号は、「0120-538-184（ゴミはイヤヨ）」ですので、通報者が誤認して110番に架電しない限り警察につながることはありません。